

「(仮称)新潟市自治基本条例案」について 意見等の概要と市の考え方

1. 全体に関すること (8件)

(1) 条例全体に関するご意見 (6件)

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
1	-	-	この条例を制定する意義について なぜ、自治基本条例が必要なのか。	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権一括法の成立により、国と地方の役割がいわゆる「上下の関係」から「対等協力の関係」へと見直され、地方公共団体の条例制定権の範囲も拡大するなど、地方分権の環境も整備されてきました。 こうした中で、本市は、全国的にも例の少ない大規模合併を経て、本州日本海側唯一の政令指定都市として、8つの区を持つ新たなスタートを切りました。このような成り立ちをふまえて、本市は、目指す都市像の一つとして、区の特徴、独自性に配慮した都市内分権を推進する「分権型政令市」を掲げています。 そこで、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の理念や原則を定めることにより、「分権型政令市」に相応しい市民自治の確立を図ることを目的として、その基本となる条例を制定するものです。 	なし
2	-	-	「ですます」調の表現について (ア) 条例として、文体に違和感がある。 (イ) 今後制定される条例について、同様な表現を用いないとすれば何故か。	<ul style="list-style-type: none"> 法律や条例の文体は、一般的には、判例の積み重ねなどによる法規のルールに従った文体に保つことで、条文を正しく解釈し、共通の理解を得ることができるようになっています。一方、法令独自の言い回しは、一般の方にとっては、分かりにくくなっているのも事実であると思います。 この条例案は理念を定め、手続きや判断基準のように厳密さを要するものは個別の条例等に委ねること、かつ、最高規範性を有するため、同様の条例がいくつも制定されるべきではないこと、加えて、広く市民の皆様からご理解いただき、市民自治の推進を図りたいことなど、検討市民委員会においても議論を重ね、比較検討した結果、この度は、「ですます」調で策定するにいたしました。 今後制定される条例での表現についてですが、前述のように、手続き、判断基準、制限、罰則などを定める個別の条例については、厳密な表現が必要なことから、従来の表現を用いることが適当と考えます。 	なし
3	-	-	条例の表現について 理念条例であると思うが、市民がイメージできるよう、できるだけ具体的な内容にし、言葉づかいも分かりやすくしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 理念条例であり、手続きや判断基準のように厳密さを要するものは個別の条例等に委ねることから、広く市民の皆様からご理解いただくためにも「ですます」調で表現していますが、条例としての形態上、分かりやすく表現するのにもある程度の限界があることをご理解いただきたいと思います。 具体的な内容を記載することについては、それぞれの条例等で規定すべきものですので、市民の皆様への条例解説パンフレット等において、できるだけ分かりやすくご説明したいと思います。 	なし
4	-	-	条例の構成に関すること 前文では「市民自治の確立を図ることを目的」とし、第1章及び第2章では「市民」を前面に題しているにもかかわらず、「第3章市政運営」では「市民」ではなく、「市」が前面に出てくると違和感がある。 このため、第4章第2節の第27条(地域協働の推進)、第28条(市の役割)及び第29条(区自治協議会の役割)を第3章とし、「第3章市政運営」は第4章に下げ、第4章の第26条(区における行政運営)については、この市政運営に含めてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 検討市民委員会でも議論を重ねた結果、第3章までの全市のな内容から、第4章での区、そして身近な地域へと視点を移す方法で整理しています。 ご指摘の整理の仕方もあるかと思いますが、条例化に際しては、最初に新潟市全体で目指す方向を明らかにし、続いて、これを推進するために、区より身近な地域において、どういったことが必要なのかをお示しすることが大切と考え、検討市民委員会から答申されたとおりの構成にしたいと考えています。 	なし
5	-	-	その他の要望 条例の制定までに、行政内部、市の職員、議員を含めて学習や議論が活発になるよう要望します。 また、制定後には、条例活用に向け、各種の取組みを期待します。	<ul style="list-style-type: none"> 検討市民委員会からの答申やこの条例案については、区自治協議会へご説明をさせていただくと共に市民の皆様からの求めに応じて、条例内容等をご説明に同う出前講座も行っています。 この条例案のうち、議会に関する部分については、各党派の代表からなる検討会において検討いただいておりますし、有志議員による勉強会も開かれています。条例の制定には議決が必要ですので、9月議会には議会へ上程したいと考えています。 また、検討市民委員会からの答申については、庁議(庁内の幹部会議)での報告や、庁内LANを活用した電子掲示板で職員への周知に努めており、加えて、幹部職員への研修として、同検討会の会長からご講義をいただいております。 ご指摘のとおり、条例の制定がゴールではなく、この条例により市民自治を進めることが目的でありますことから、今後も機会を捉えて、啓発活動などに取り組んでまいります。 	なし

(2) 他の条例との関係に関すること (2件)

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
1	P1	そのような考えの下、市民自治の最高規範として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。	前文の記述について 最高規範とあるが、他の条例に優先するののか。	<ul style="list-style-type: none"> 本来、条例間で優劣はありませんが、この条例は、憲法第92条で定める「地方自治の本旨」を確認し、本市における市政運営の基本を定めるものですので、第3条(条例の位置づけ)のように「他の条例等を制定し、改廃しようとするときは、この条例と整合を図ります。」と規定することとしています。 	なし
2	P2		前文の記述について 最高規範であれば、地方自治法で認める議会の議決権もこの条例により拘束されるののか。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が条例を制定できる範囲は、地方自治法第14条で「法令に反しない限り、第2条第2項の事務(地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの)」とされています。同法第96条には、議会の議決権の範囲を規定していますので、この条例も法律で認める議会の議決権の範囲と矛盾するものではありません。 	なし

2. 条文に関すること (32件)

(1) 考え方に対するご意見 (8件)

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
1	P7	<p>(住民投票条例の実施)</p> <p>第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項に規定する条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。</p> <p>3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>(住民投票の請求)</p> <p>第19条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含みます。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。</p>	<p>住民投票について</p> <p>(ア) 議会及び市長だけでなく、反対した市民も住民投票の結果を尊重しなくてはならないのではないか。</p> <p>(イ) 第19条第2項の「議会に付議」とは、市民が賛成しても議会の意思を問うのか。</p> <p>永住外国人に住民投票の請求を認めることについて</p> <p>(ア) 住民投票の請求と地方自治法で規定する直接請求の関係が分かりにくい。</p> <p>(イ) 永住外国人に住民投票実施の請求を認める理由は何か。(2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> わが国の地方自治制度は、法律に基づき、住民が直接選挙した市長や議員などの代表に委ねる代表民主制(間接民主制)が基本です。したがって、可能な限りこの代表制度を尊重し、住民投票制度が補完的に用いられます。また、法律に定めのない住民投票の結果をもって直ちに本市の意思決定とする場合、法律で保障された議会や市長などの権限に抵触する恐れがあります。そのため、この条例案では、住民投票の結果を尊重したうえで、議会の議決権に係る事項については市長が意見を付し議会へ付議するなど、議会が意思決定を行います。市長等の権限に属するものは市長等が決定します。法律に定めがあり、その結果が直ちに地方公共団体の意思決定とされる、条例の制定改廃や解職などを求める直接請求権や、議員や市長を選出する選挙権など、わが国の国民にのみ認められる参政権と大きく異なる点です。 条例案の第19条では、こうした住民投票を市民が求めることについて規定しており、第18条の第2項では、住民投票を行うにあたり、案件ごとに必要な事項を条例で定めることとしています。 以上のことから、一定期間のみ滞在を許されている外国人とは異なり、本市に生活の本拠を持ち、行政サービスの対象者であり、その負担も等しく担っている永住外国人(約1,500人)についても、住民投票の請求が行えることは、地方自治の本旨に沿うものと考えています。 	なし
2	-	-	条文への追加について 学校と市民、市長(行政)との関係を条文に盛り込んではどうか。	<ul style="list-style-type: none"> この条例案において、学校は教育委員会に属し、教育委員会は第2条第2号のその他の執行機関に含まれています。また、その学校の職員は、第2条第1号で定義する「市民」とであると同時に、第12条の職員にも該当します。ご提案のとおり、地域のまちづくりを考えるうえで、学校は重要な役割の一部を担っていますが、個別の組織・機関の役割についてはそれぞれの条例等に委ねており、他の項目とのバランスを欠くことになりません。ご提案の趣旨は、条例案の規定の中でも十分に包含されていると考えています。 	なし
3	P11	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行します。</p> <p>2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。</p>	<p>条例の見直し等について</p> <p>(ア) 附則で定めている見直し規定を本則で規定すべきではないか。</p> <p>(イ) 条例制定後の状況进行评估するため、本則の中に市民等で構成する「市民自治推進協議会」の設置を規定してはどうか。また、見直しの際は「市民自治推進協議会」に諮問することを規定してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討市民委員会では、議論の結果、継続的な見直し規定の必要はないが、初回のみ見直しを規定することといたしました。市といたしましても、同様の考え方から、見直しは本則ではなく、附則で規定することといたしました。 数年内には、民法や公職選挙法、そして地方自治に関する法律など、この条例案に関連する法令の整備が行われる見込みです。こうした情勢や本市の状況を注視しつつ、この条例案の根幹である「参画と協働」の趣旨に沿って、その課題解決に最も有効な手法を用いたいと思います。 	なし

(2) 条文等の字句及び用語に関する意見 (24件)

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
1	P3	(条例の位置づけ) 第3条 この条例は、新潟市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し、他の条例等を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります。	(ア) この条例は、全ての条例の上に立つものであり、自治運営に特定するものではないため「自治の運営に関し、」を削除してはどうか。 (イ) 「他の条例等を制定し、」の前に「趣旨を最大限に尊重し、」を追加してはどうか。	・ ご指摘のとおり「自治の運営に関し、」については、条例制定権の範囲と同じであるため、記載を省略します。 ・ また、ご指摘のとおり、他の条例、規則等を制定、改正又は廃止しようとする場合は、どのように整合を図るのかを明示するため、「この条例の趣旨を最大限尊重して」を加えさせていただきます。	あり
2	P3	(基本理念) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。 (1) 個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を推進すること。 (2) 地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。	「確立」するには、到達点を明らかにする必要があるが、この場合、時代の背景や価値観によって変わるため、「市民自治を推進します。」としてはどうか。	・ ご指摘のとおり、目標とする到達点は社会経済状況の変化で変わることが想定されます。ここでは、現時点で想定している状態に固定することを意図しているのではなく、また、続く第1号及び第2号にあるように、「推進する」ことを理念としていますので、答申に基づいた条例案のとおりしたいと考えています。	なし
3	P3	(自治の基本原則) 第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに、次に掲げる原則により、自治運営を行います。 (1) 市政に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の下で市政の運営を行なうこと。 (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。	(ア) 「市民及び市は」の市は何を示すのか、明記が必要では。 (イ) 「自らを律し」市民と行政が等しく理解できる解説が必要では。	・ 「市」は、「議会及び市長等」を意図しています。ご指摘の心配について、用語を整理するなど工夫いたします。 ・ 検討市民委員会の答申では、「『自らを律し、自主的・自立的に行動する』とは、各主体がその役割と責任を分担することから、自らを律し、自ら立ち、自主的に行動するといった考え方を行動原則の基本として定めることにより、市民の自治能力の向上や持続性の確保を基礎として基本理念の実現を図る」と解説しています。 市民の皆様への条例解説パンフレット等において、分かりやすく説明したいと思っております。	あり
4	P3	第2章 各主体の責務	各主体、特にまちづくりの主役である「市民の権利と責務」が次に謳われ、権利が尊重され、責務を果たすこととなることから「各主体の権利と責務」としてはどうか。	・ 第2章は、市政を担い対等な関係にある各主体について定めたものです。ご指摘のとおり、責務だけでなく、権利又は役割を定めているため、これらを包含した名称が相応しいことから、「各主体の責務等」に修正させていただきます。	あり
5	P3	(市民の権利と責務) 第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知ることや、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利があります。 2 市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、参画を通して市民自治の確立に取り組みます。 3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な視点で自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。	(ア) この条例はまちづくりの最高規範であるということから、基本的人権の尊重と法の下の平等について、第6条第1項に「市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況にかかわらず、互いが平等であることを認め合い、互いの人権と平等の権利が保障されなければならない」を入れてほしい。 (イ) 第2項の「市民自治の確立」は到達点が不明確であり、常に推し進めるよう、「市民自治の推進」としてはどうか。 (ウ) 第3項の「総合的」は曖昧であり、このため主観的になる恐れがあることから削除してはどうか。	・ 基本的人権の尊重と法の下の平等については、非常に大切なことと認識しています。検討市民委員会の答申においても、第4条第1号で定める基本理念の『「個人の尊厳と自由が尊重」』されるとは、憲法が保障する基本的人権に基づき、国籍や性別、年齢等に関わらず市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力が市政に活かされるべきことを示したものとして解説しています。 ・ また、「市民自治の確立」については、同様に第4条の基本理念でお示ししたとおりですので、ご理解をいただきたいと思っております。 ・ 「総合的な視点」については、検討市民委員会は、補完性の原則(個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティでできることは、それらの自助・共助に任せ、解決不可能又は非効率なもののみを自治体や国などの大きな単位で公助する)を踏まえたものと解説しており、適切なご意見であると考えています。しかし、「視点」については、注がれる先のことを意図することから、答申を尊重するとともに、「総合的な見地から」とさせていただきます。ご意見については、市民の皆様への条例解説パンフレット等において、分かりやすく説明したいと思っております。	あり
6	P4	(事業者等の社会的責任) 第7条 事業者等(市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体を含む。)は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。	「地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。」では、努力義務にしかならないので、「寄与します。」としてはどうか。	・ 検討市民委員会の答申では、「事業者等の団体も市民の一員として、市民の権利及び責務を有していることは当然ですが、事業者等の活動が、個人の活動と比較して、その地域社会に与える影響が決して小さくないことから、特に事業者等の社会的責任として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の形成に寄与することを努力規定として定めるもの」と解説しています。検討市民委員会の答申は適切なご意見であることから、これを尊重したいと考えています。	なし
7	P4	(議会の役割及び責務) 第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関として、その役割を果たし、市勢の進展及び市民自治の推進に努めます。 2 議会は、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければなりません。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民及び専門家等の知見を生かすよう努めなければなりません。	「市勢」を議会だけに負わすのは、いかがなものか。	・ 市勢の進展は様々な主体の活動によってもたらされますが、議会は、市としての意思決定を行う重要な役割を担っています。また、この条例案における議会に関する記述は、各党派の代表からなる検討会において議論されたものでありますので、これを尊重し、条例案のとおりにしたいと考えています。	なし
8	P4	(市民に開かれた議会) 第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特段の事情のない限り、会議を公開し、及び議会の保有する情報の共有化を図るなど、開かれた議会運営を行わなければなりません。	「特段の事情」とは何か市民に明示する必要がある。市民の信託を受けた議会に非公開はありえないのでは。	・ 地方自治法の第115条で、議会の会議公開の原則が定められており、実際の市議会も公開されています。しかしながら、同条の但し書きでは、例外として秘密会を行う場合の手続きが規定されています。このため、法で認められた議会の権能に制限を加えることになりかねないことから、検討市民委員会の答申のご意見を尊重するとともに、「特別な理由のない限り」と修正させていただきます。	なし

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
9	P4	<p>(議員の役割及び責務) 第10条 議員は、第8条に定める議会の役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、多様な市民の意見・要望を集約し、総合的な視点で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。</p> <p>3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究活動等を通じ、不断の研鑽に努めなければなりません。</p> <p>4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>	<p>(ア) 第3項の「調査研究活動を通じ」は次の「不断の研鑽に努めなければなりません。」だけで十分では。</p> <p>(イ) 第4項の「活動を行うよう努めます。」では努力義務になり、責務にならない。</p>	<p>・ 第3項の「調査研究活動」については、第8条第3項で議会について規定しており、議員についても、確認と例示のために規定したものです。</p> <p>・ また、第4項の規定の規定については、検討市民委員会の意見において、第9条に開かれた議会運営を規定していますが、議員としてもその活動を通じて、市民に開かれた議会運営の実現に努めることを責務として規定したものと解説があります。検討市民委員会の答申は適切なお意見であることから、これを尊重するとともにご指摘の趣旨を踏まえて「努めなければなりません。」とさせていただきますと考えています。</p>	あり
10	P5	<p>(市長等の役割及び責務) 第11条 市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長等は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、市民満足度の向上に努めなければなりません。</p> <p>3 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮します。</p> <p>4 市長等は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。</p>	<p>(職員の育成)の項を設け、「市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用を進めるため、職員の育成に努めるものとする」を追加すべきでは。</p>	<p>・ 職員の育成については、検討市民委員会においても議論され、「規定する場合には、「任命権者」という表現を用いる必要があり、かえって市民にわかりにくくなること、また、後段に職員の自己研鑽が規定されていることから、この条文中には規定しないこととしています。検討市民委員会の答申は適切なお意見であることから、これを尊重したいと考えています。</p>	なし
11	P5	<p>(職員の責務) 第12条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。</p> <p>2 職員は、法令及び条例等(以下「法令等」という。)を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。</p> <p>3 職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策、事務の実施に当たっては最大の効果を挙げることができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。</p>	<p>第3項の「施策、事務の実施に当たっては、」の次に「社会情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう」のように具体的に示してはどうか。</p>	<p>・ 第3項について、検討市民委員会でも、ご指摘の意見のほか「市民全体の奉仕者であることを自覚し」という表現を加えるべきではないかという意見もありましたが、検討の結果、あまり修飾しすぎると、かえって分かりにくくなることから省略しています。検討市民委員会の答申は適切なお意見であることから、これを尊重するとともに、市民の皆様への条例解説パンフレット等において、分かりやすく説明したいと思えます。</p>	なし
12	P6	<p>(議員の役割及び責務) 第13条 市長は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、市の将来像を示す計画を策定して、施策展開を図ります。</p> <p>2 市長は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。</p> <p>(1) 市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。</p> <p>(2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策、事業の実施に当たっては、市民との協働を図ること。</p> <p>(3) 市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。</p> <p>(4) 施策、事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かり易く説明すること。</p> <p>3 市長は、組織について、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。</p>	<p>(ア) 第2項第1号の「市民が」の次に「性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わりなく」を追加してはどうか。</p> <p>(イ) 第2項第1号の「機会の確保に努め」では、努力義務と解されるため、「機会を保証し」としてはどうか。</p>	<p>・ 「性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わりなく」を追加することについては、第4条第1号で定める基本理念の『個人の尊厳と自由が尊重』される中に含まれるため、個別の条文中では省略しています。</p> <p>・ また、検討市民委員会は、「機会の確保に努め」について、ご提案のとおり、「参画の機会を保障」することを意図し、「確保に努め」と表現したものです。しかしながら、個別具体の案件により参画する形態や内容が異なるため、どのように保証するかをこの条例案で表現するには限界があります。また、将来にわたり全ての案件が想定できるものでもないことから、答申のとおり、「機会の確保に努め」としたいと考えています。</p>	なし

No.	箇所	条例案記述	意見等	市の考え方	修正
13	P6	<p>(財政運営) 第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、経費節減に取り組むこと等により健全財政の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めます。</p> <p>3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易く説明します。</p>	<p>第1項の「確保に努めます。」では、努力義務であると解されるので「健全財政に努めます。」としてはどうか。</p>	<p>・ ご提案の趣旨のとおり、地方財政法第2条第1項でも規定されていることから、これを準用し、「財政の健全な運営に努めなければなりません。」と修正いたします。</p>	あり
14	P6	<p>(情報の公開等) 第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例(昭和61年条例第43号)で定めるところにより、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。</p> <p>(1) 市が保有する公文書の公開に関すること</p> <p>(2) 政策形成過程の情報の提供に関すること</p> <p>(3) 審議会等の附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の会議の公開に関すること</p> <p>(4) 市の出資法人及び指定管理者に係る情報公開に関すること</p>	<p>「市民との情報共有の効果的な推進を図ります。」の「効果的な」は必要ないのでは。</p>	<p>・ 参画と協働を推進するにあたり、市民の皆様へ十分な情報が提供されていることが大切です。「新潟市情報公開条例」が改正され、市が作成する計画の中間段階における案その他政策形成過程にある情報について、積極的に提供又は公表することなどが具体的に盛り込まれました。この条例案は、施策の企画立案の段階の情報を市民の皆様へ提供することで、参画や協働によるまちづくりを効果的に進めることができるよう、本市の情報公開条例制度を確認するものです。</p>	なし
15	P7	<p>(附属機関等の委員の公募) 第16条 市は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任します。</p>	<p>(ア) 「可能な限り」の意図が十分理解できるように条文解釈等で表現して欲しい。</p> <p>(イ) 市民が応募するには、条件整備が必要のため、「公募により選任します。」の次に「その際、幅広い市民が参加できるよう条件整備に努めます。」を追加してはどうか。</p>	<p>・ 検討市民委員会の検討では、透明性を確保し、実際に政策形成段階から参画できる重要なしくみであり、公募委員比率や男女半数などの具体的な数値目標を明記すべきとの意見がありました。附属機関等にはそれぞれ設置目的があり、そのために委員を選任する必要があることから、一律に割合を規定することは困難であること、公募委員の性質上、応募数が達しない場合、その審議結果が条例違法となる恐れもあることなどの理由により、「可能な限り」とすることといたしました。</p> <p>ご提案のとおり、市民の皆様への条例解説パンフレット等において、分かりやすくご説明したいと思います。</p> <p>・ また、条件整備については、附属機関等の設置や公募の指針などについて定めております。</p>	なし
16	P8	<p>(協働の推進) 第20条 市は、市民との協働を推進するためのしくみを整備します。</p> <p>2 市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。</p> <p>3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。</p>	<p>第2項の「交流の支援」は干渉することに成りかねないため削除してはどうか。</p>	<p>・ 第2項は、市が必要な支援を行うように規定しているものです。支援に当たり、市の関与については、第3項の但し書きで「市民の自主性・自立性を損なうものであってはならない」と規定していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	なし
17	P10	<p>(地域住民及び地域コミュニティの役割) 第27条 地域住民(一定の区域内に住所を有する人、その区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)は、自らが地域自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>2 地域住民は、地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団をいいます。)が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めます。</p> <p>3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的・自立的な活動を行います。</p>	<p>条例全体を通して、「創造」の概念が随所に伺える。については、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティを規定している第27条に「協働と創造」というキーワードを加えられないか。</p>	<p>・ 検討市民委員会におけるこの条文の趣旨は、「自助、共助、公助といった補完性の原理」を踏まえ、「地域住民及び地域コミュニティの役割を規定するもの」としています。素晴らしいご提案であると思いますが、「本来自由である地域住民の活動に制限を加えている」といった誤解を与えることのないように、シンプルに規定したいと考えています。</p>	なし